

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和2年4月1日

水曜日

第4621号

目次

公安委員会規則	
○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	1
告示	
○保安林の指定の解除予定	6
○土地改良区連合の定款変更の認可	
○指定障害福祉サービスの事業の廃止	7
○道路の区域変更	
○県道路線の変更	8
○元気とやま応援寄附金の収納事務の委託	
○指定管理者の指定	9
○県税に係る徴収金の収納事務の委託	
教育委員会告示	
○公立学校教員の採用の選考資格に関する規程一部改正	11
公告	
○機械警備業務管理者講習の実施	12
○警備員指導教育責任者講習の実施	13
○随意契約の相手方等の公示	18
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	19
○土地改良区の役員の就任	23
監査委員公告	
○監査の結果の公表	

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年4月1日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規則第2号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条の2関係）

路 線 名	区 間
高速自動車国道 北陸自動車道	小矢部市内山地内 石川県境から 下新川郡朝日町境地内 新潟県境まで
高速自動車国道 東海北陸自動車道	南砺市成出地内 岐阜県境から 小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T まで
一般国道 8 号	下新川郡朝日町境地内 新潟県境から 下新川郡朝日町平柳地内 平柳交差点まで
一般国道 8 号	下新川郡朝日町南保字梅枝1498番 3 から 小矢部市安楽寺地内 石川県境まで
一般国道 8 号	小矢部市芹川地内 芹川東交差点から 高岡市福岡町木舟地内 福岡 I C まで
一般国道 8 号	下新川郡入善町上野1578番 1 上野交差点から 黒部市古御堂地内 古御堂（東）交差点まで
一般国道41号	富山市笹津字上平割623番 1 先から 富山市高内地内 高内交差点まで
一般国道41号	富山市下大久保字八番割3194番 5 から 富山市金泉寺65番の 1 まで
一般国道156号	砺波市太郎丸地内 太郎丸交差点から 高岡市上四屋663番の 1 まで
一般国道160号	氷見市稲積地内 稲積交差点から 氷見市大野新地内 幸町北交差点まで
一般国道160号	氷見市幸町地内 幸町交差点から 高岡市四屋855番 1 まで
一般国道359号	砺波市豊町地内 太郎丸交差点から 砺波市豊町地内 砺波 I C 前交差点まで
一般国道415号	富山市針原中町字馬放917番 3 から 富山市水橋市田袋117番 2 まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目56番先から 富山市千原崎地内 千原崎西交差点まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目 2 番 5 から 富山市千原崎一丁目 6 番 3 号先まで
一般国道415号	射水市作道字中不湖798番 4 から 射水市堀岡古明神字浜田120番先まで
一般国道415号	高岡市伏木国分一丁目384番先から 高岡市吉久一丁目2920番26先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見 I C から 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで

一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T から 氷見市大野地内 氷見 I C まで
一般国道471号	小矢部市後谷地内 後谷交差点から 小矢部市安楽寺字別当島691番1まで
一般国道472号	射水市作道198番から 射水市上野553番まで
主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町一丁目15番から 富山市中川原字土場割273番5まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市小泉87番先まで
主要地方道 新湊庄川線	高岡市中曾根505番1先から 高岡市中曾根1155番1先まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番1まで
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木矢田293番6から 高岡市広小路107番先まで
主要地方道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番先から 高岡市国吉1215番2先まで
主要地方道 富山港線	富山市北新町地内 北新町交差点から 富山市中島地内 中島 I C まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番6から 富山市千原崎一丁目2番5まで
主要地方道 富山港線	富山市西宮町地内 岩瀬西宮交差点から 富山市東岩瀬町31番先まで
主要地方道 富山魚津線	富山市千原崎地内 千原崎交差点から 富山市岩瀬天神町62番先まで
主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神明625番2先から 射水市黒河1986番先まで
主要地方道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番2先から 高岡市東海老坂字大坪490番3まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部139番から 富山市野町字円角割27番8まで
主要地方道 小矢部福光線	小矢部市平桜地内 小矢部 I C から 小矢部市後谷地内 後谷交差点まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町7番2から 富山市野町字円角割24番9まで
主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(株)前から 射水市大島北野地内 北野交差点まで

主要地方道 菟輪滑川インター線	滑川市金屋931番1から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番3まで
主要地方道 石垣魚津インター線	魚津市大海寺野地内 魚津 I C 入口交差点から 魚津市本江地内 本江東交差点まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番7から 黒部市生地中区246番3まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生地内 黒部 I C 交差点から 黒部市荻生地内 黒部 I C 口交差点まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市能町555番182から 高岡市下伏間江576番先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚454番2先から 高岡市六家字苧田933番1先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市長慶寺446番4先から 高岡市米島字表向445番1先まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 高岡氷見線	高岡市昭和町二丁目258番10から 高岡市岩坪字東割873番2まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割24番から 富山市双代町40番3まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割178番4から 富山市下熊野字柳原割292番2まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺509番2から 富山市安養寺438番2まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番3から 魚津市住吉字前川原1074番1まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋117番2から 富山市水橋鏡田1055番地先まで
一般県道 八幡田稲荷線	富山市東町一丁目7番6から 富山市海岸通字八幡田割3番80まで
一般県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田120番先から 射水市片口65番まで
一般県道 片口牧野線	射水市片口65番から 射水市片口359番1先まで
一般県道 鹿西氷見線	氷見市稲積地内 氷見北 I C 交差点から 氷見市稲積地内 稲積交差点まで
一般県道 姫野能町線	高岡市石丸487番1から 高岡市能町2841番まで

一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺228番2から 富山市針原中町字馬放917番3まで
一般県道 串田新黒河線	射水市橋下条15番1から 射水市黒河3355番まで
市道 住吉4号線	魚津市住吉字前川原1074から 魚津市住吉字中沼249まで
市道 蝮川上野線	富山市蝮川146-1番から 富山市上野字宮西割846-3番地まで
市道 下熊野吉岡線	富山市下熊野字庄平割204番4から 富山市吉岡664番まで
市道 今泉安養寺線	富山市安養寺465番地2から 富山市安養寺1788番地7まで
市道 綾田北代3号線	富山市窪本町字三番沼割1の1番地から 富山市窪本町まで
市道 綾田北代2号線	富山市窪本町から 富山市綾田町早稲田割62の17番地まで
市道 田中線	富山市綾田町早稲田割62の17番地から 富山市上富居字苗代割1130の8番地まで
市道 上富居42号線	富山市上富居字大百苺275番1地先から 富山市上富居字大百苺229番16地先まで
町道 辻横水線	下新川郡朝日町山崎159番の2から 下新川郡朝日町殿町745番まで
町道 殿町細野線	下新川郡朝日町殿町751番から 下新川郡朝日町山崎新37番まで
市道 新田三田線	富山市八尾町新田1021番から 富山市八尾町新田180番まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1479番3から 射水市橋下条1491番2まで
市道 大門針原線	射水市橋下条1491番2から 射水市本田444番4まで
市道 神主町出来田1号線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 高岡市赤祖父地内 問屋センター入口交差点まで
港湾道路 臨港道路西線	射水市奈呉の江54番地から 射水市作道地内 新港の森南交差点まで
港湾道路 臨港道路北線	高岡市石丸地内 石丸交差点から 射水市海王町地内 新湊大橋(西)交差点まで
広域農道	下新川郡朝日町南保1498-1番地から 下新川郡朝日町山崎地先まで

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

富山県告示第164号

保安林の指定の解除予定について

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 解除予定保安林の所在場所
富山県氷見市小杉字谷内1の1
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

富山県告示第165号

土地改良区連合の定款変更の認可について

庄川沿岸用土地改良区連合から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、令和2年3月24日認可した。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第166号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	事業者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労移行支援	令和2年3月31日	1612000180	社会福祉法人マーシ園	南砺市谷142番地	マーシ園すてっぷ	南砺市谷142番地

富山県告示第167号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神川2193番1地先から 射水市黒河字尺目2568番4地先まで	変更前	A	最大 26.9 最小 7.5	2,334.1	高岡土木センター
	射水市鷺塚 602番1地先から 射水市黒河字尺目2568番4地先まで		B	最大 58.7 最小 9.2	2,399.4	

射水市鷺塚 602番1地先 から 射水市黒河字尺目2568番 4地先まで	変更後	B	最大	58.7	2,399.4
			最小	9.2	

富山県告示第168号

県道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、次のように県道の路線を変更する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課において令和2年4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

整理番号	旧新別	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
			終 点		
31	旧	小杉婦中線	射水郡小杉町		
			婦負郡婦中町		
31	新	小杉婦中線	射水市		
			富山市		

富山県告示第169号

元気とやま応援寄附金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、元気とやま応援寄附金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 委託した相手方の名称及び所在地
株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
- 2 委託内容
元気とやま応援寄附金の収納事務
- 3 委託年月日
令和2年4月1日

富山県告示第170号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 公の施設の名称
伏木富山港新湊地区国際物流ターミナル
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
伏木富山港港湾運送事業協同組合 高岡市伏木湊町5番1号
- 3 指定の期間
令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

富山県告示第171号

県税に係る徴収金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）に基づく自動車税（種別割）、個人事業税及び不動産取得税に係る徴収金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第

6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

なお、自動車税の収納事務の委託について（平成18年富山県告示第327号）は、令和2年3月31日限り廃止した。

令和2年4月1日

富山県知事 石井 隆 一

委託した相手方の所在地及び名称	委託内容
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した徴収金及びその収納情報のとりまとめ事務
富山県富山市堤町通り一丁目2番26号 株式会社北陸銀行	収納した徴収金及びその収納情報のとりまとめに係る仲介、連絡調整等の事務
東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地 株式会社セイコーマート	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 ミニストップ株式会社	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務
東京都港区港南1丁目8番27号 株式会社しんきん情報サービス	MMK設置店の表示のある加盟店舗における徴収金の収納事務
東京都品川区西品川一丁目1番1号 LINE Pay株式会社	スマートフォン決済アプリにおける徴収金の収納事務
東京都千代田区紀尾井町1番3号 PayPay株式会社	スマートフォン決済アプリにおける徴収金の収納事務

富山県教育委員会告示第3号

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程一部改正について

公立学校教員の採用の選考資格に関する規程（昭和31年富山県教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二美男

別記様式中

② 受 検 区 分	一般 選 考	特 別 選 考						
		社会人 経験 A	社会人 経験 B	教 職 経 験	特 定 格	国 際 貢 献	スポー ツ実績	障害者

を

② 受 検 区 分	一般 選 考	特 別 選 考							
		社会人 経験 A	社会人 経験 B	教 職 経 験	特 定 格	国 際 貢 献	スポー ツ実績	障害者	大 学 推 薦

に、

⑧ 受 検 種 目	小学校(体育・オルガン)
	中学・高校 [()]
	特別支援(A・B) 小 (体育・オルガン)
	特別支援(A・B)中・高 [()]
	養護教諭

を

⑧ 受 検 種 目	小学校
	中学・高校 [()]
	特別支援(A・B) 小
	特別支援(A・B)中・高 [()]
	養護教諭
	栄養教諭

に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条で準用する同規則第2条の規定により公示する。

令和2年4月1日

富山県公安委員会委員長 野田 八 嗣

1 講習実施日

令和2年7月14日（火）から16日（木）までの3日間

2 実施時間

午前8時30分から午後4時50分まで

3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

4 講習定員

30人

5 事前受付の期間及び受付先

(1) 期間

令和2年5月7日（木）から5月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者数が講習定員に満たない場合は、その全員を受講者とする。

イ 受講希望者数が講習定員を超えた場合は、その時点で受付を終了する。

6 受講申込みの受付期間

令和2年6月1日（月）から6月12日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

7 受付場所

富山県内の各警察署

8 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書（写真の貼付けが必要）

9 受講手数料

39,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）

受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

10 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

11 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定により公示する。

令和2年4月1日

富山県公安委員会委員長 野田 八 嗣

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和2年6月16日（火）から24日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
追加取得講習	令和2年6月19日（金）から24日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の4日間

- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和2年7月6日（月）から10日（金）までの5日間
追加取得講習	令和2年7月9日（木）、10日（金）の2日間

- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和2年7月6日（月）から10日（金）までの5日間
追加取得講習	令和2年7月9日（木）、10日（金）の2日間

- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）

講習	実施期日
新規取得講習	令和2年7月6日（月）から10日（金）までの5日間
追加取得講習	令和2年7月9日（木）、10日（金）の2日間

2 実施時間

- (1) 1号業務

午前9時から午後4時50分まで（追加取得講習は、初日のみ午後1時から午後4時50分まで）の間

- (2) 2号業務、3号業務及び4号業務

午前8時30分から午後4時50分まで（4号業務の新規取得講習及び追加取得講習については7月10日（金）のみ午前8時30分から午後0時20分まで）の間

3 実施場所

富山県富山市大泉町一丁目1番10号

ヤクルトビル

4 講習定員

各講習20人

5 受講対象者

警備業務の区分に応じ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 新規取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

(ア) 最近5年間に、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（以下「1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

(ウ) 検定規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(エ) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（以下「旧1級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(オ) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（以下「旧2級検定」という。当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

イ 4号業務

最近5年間に、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

ア 1号業務、2号業務及び3号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「講習修了証明書」という。）の交付を受けている者で、前記(1)アの(ア)から(オ)のいずれかに該当する者

イ 4号業務

当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の交付を受けている者で、前記(1)イに該当する者

6 事前受付の期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	事前受付期間
1号業務	令和2年4月20日（月）から5月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間
2号業務 3号業務 4号業務	令和2年5月7日（木）から5月29日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 受付先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係

（電話076-441-2211・内線3045）

7 受講申込みの受付期間及び受付先

(1) 受付期間

講習	申請受付期間
1号業務	令和2年5月18日（月）から5月22日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間

2号業務	令和2年6月1日(月)から6月5日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までの間
3号業務	
4号業務	

(2) 受付先

富山県内の各警察署

8 提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真の貼付けが必要) 1通

(2) 受講対象者に該当することを疎明する書面 各1通

なお、受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。

ア 前記5(1)ア(ア)及び同5(1)イに該当する者は、当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

イ 前記5(1)ア(イ)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し

ウ 前記5(1)ア(ウ)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

エ 前記5(1)ア(エ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧1級検定の合格証明書の写し

オ 前記5(1)ア(オ)に該当する者は、当該警備業務の区分に係る旧2級検定の合格証明書の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

カ 前記5(2)アに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アからオのいずれかの書類

キ 前記5(2)イに該当する者は、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する講習修了証明書の写し及び前記アの書類

(3) 受講手数料

ア 1号業務

新規取得講習	47,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	23,000円	

イ 2号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

ウ 3号業務

新規取得講習	38,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	14,000円	

エ 4号業務

新規取得講習	34,000円	富山県収入証紙により納付すること。
追加取得講習	10,000円	

オ 受講申込み後の受講の取りやめによる手数料の返還、受講者の変更等は認めない。

9 その他

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 本講習は、一般社団法人富山県警備業協会に委託して実施する。

10 問合せ先

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係
(電話076-441-2211・内線3045)

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
富山県救急医療情報・医療機能情報・薬局機能情報システム
運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県厚生部医務課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年3月11日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
- 5 随意契約に係る契約金
62,019,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第2号の規定による。

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品等の名称及び数量
富山県警察ネットワーク端末等 一式
-

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで（60か月）

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 借入条件

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和元年富山県告示第294号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和元年富山県告示第294号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼動後に、平日の執務時間内の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した応札仕様書等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

令和2年5月12日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

令和2年4月1日から同年5月1日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和2年4月15日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 研修室

- (4) 入札書の提出期限

令和2年5月27日 午前10時

- (5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

- (1) 開札日時 令和2年5月27日 午前10時

- (2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階 研修室

- (3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。ただし、開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1か月分の賃借料の金額とする。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の応札仕様書等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Toyama Prefectural Police Network Client, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on May 27, 2020
- (3) Contact point for notification:
Accounting Division, Police Administration Department
Toyama Prefectural Police Headquarters
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8570 Japan
Phonenumber: 076-441-2211

土地改良区の役員の就任

庄川上流用水土地改良区の役員に次の者が令和2年3月12日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和2年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	城 寶 勇	南砺市野尻野65番地

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和2年2

月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月1日

富山県監査委員 山 本 徹
 富山県監査委員 瘡 師 富士夫
 富山県監査委員 天 坂 幸 治
 富山県監査委員 伊 東 尚 志

1 監査対象箇所		監 査 年 月 日
経営管理部	公 文 書 館	令和2年2月4日
生活環境文化部	消 費 生 活 セ ン タ ー	令和2年2月6日
同	環 境 科 学 セ ン タ ー	令和2年2月20日
厚生部	新 川 厚 生 セ ン タ ー	令和2年2月19日
同	高 岡 厚 生 セ ン タ ー	令和2年2月17日
同	砺 波 厚 生 セ ン タ ー	令和2年2月20日
同	富 山 児 童 相 談 所	令和2年2月6日
同	高 岡 児 童 相 談 所	令和2年2月7日
同	障 害 者 相 談 セ ン タ ー	令和2年2月4日
同	黒 部 学 園	令和2年2月19日
同	衛 生 研 究 所	令和2年2月13日
同	薬事総合研究開発センター	令和2年2月13日
商工労働部	計 量 検 定 所	令和2年2月4日
同	技 術 専 門 学 院	令和2年2月12日
農林水産部	東 部 家 畜 保 健 衛 生 所	令和2年2月12日
同	西 部 家 畜 保 健 衛 生 所	令和2年2月28日
教育委員会	東 部 教 育 事 務 所	令和2年2月20日
同	総 合 教 育 セ ン タ ー	令和2年2月5日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

教育委員会	県 立 図 書 館	令和2年2月14日
同	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	令和2年2月4日
同	滑 川 高 等 学 校	令和2年2月14日
同	雄 山 高 等 学 校	令和2年2月28日
同	富 山 高 等 学 校	令和2年2月6日
同	富 山 中 部 高 等 学 校	令和2年2月7日
同	富 山 北 部 高 等 学 校	令和2年2月6日
同	富 山 工 業 高 等 学 校	令和2年2月14日
同	富 山 商 業 高 等 学 校	令和2年2月5日
同	富 山 東 高 等 学 校	令和2年2月13日
同	水 橋 高 等 学 校	令和2年2月13日
同	呉 羽 高 等 学 校	令和2年2月28日
同	新 湊 高 等 学 校	令和2年2月27日
同	高 岡 南 高 等 学 校	令和2年2月28日
同	石 動 高 等 学 校	令和2年2月17日
同	雄 峰 高 等 学 校	令和2年2月4日
同	と な み 野 高 等 学 校	令和2年2月17日
同	に いか わ 総 合 支 援 学 校	令和2年2月19日
同	富 山 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和2年2月13日
同	富 山 総 合 支 援 学 校	令和2年2月13日
同	高 岡 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和2年2月25日
公安委員会	滑 川 警 察 署	令和2年2月13日
同	上 市 警 察 署	令和2年2月28日
同	富 山 北 警 察 署	令和2年2月4日

監査対象箇所**監 査 年 月 日**

公安委員会	射	水	警	察	署	令和2年2月27日
同	高	岡	警	察	署	令和2年2月14日
同	砺	波	警	察	署	令和2年2月28日

2 監査対象年度

平成30年度及び令和元年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 特殊勤務手当の支給に誤りがあった。（2箇所）
- イ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。
- ウ 旅費の支給に誤りがあった。（2箇所）
- エ 旅費の精算に誤りがあった。
- オ 交通事故による損害が生じた。（3箇所）
- カ 備品使用簿、物品出納計算書及び物品現在高調書に未整理のものがあった。
- キ 建物の損傷による損害賠償があった。
- ク 車両の損傷による損害賠償があった。